

天草市下請契約報告事務取扱要領（平成18年天草市訓令第51号）新旧対照表

新	旧
<p>(対象建設工事等)</p> <p>第2条 監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類を提出させるものとし、適正な契約の締結、適正な施工体制の確保等についての指導を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <b>作業員名簿</b></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(対象建設工事等)</p> <p>第2条 監督員は、請負契約を締結した受注者に対し、市から直接請け負った建設工事のうち、下請契約を締結したものについては、次に掲げる書類を提出させるものとし、適正な契約の締結、適正な施工体制の確保等についての指導を実施するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <b>工事担当技術者台帳</b></p> <p>2～4 (略)</p>